

令和 6 年 8 月（事務処理誤り等）

No	事案の内容および再発防止策		所管課
1	分類	町県民税・森林環境税の口座振替の誤引落とし及び督促状の誤送付	税務課
	内容	令和 6 年 6 月に町県民税・森林環境税の賦課更正の月次処理を行った際、納付方法が変更になった納税義務者に対して、「更正通知書及び納付書」を送送しない事務処理誤りがありました。 この影響により、納付書等が未着であったにも関わらず、口座振替の登録があった方については第 1 期の納期(7 月 1 日)に口座引落としを行い、また口座振替以外の方については納期時点で未納として督促状を送付することとなりました。 その後、督促状が届いた納税義務者の方からの問合せにより、この度の事務処理誤りが判明いたしました。 口座の誤引落とし 7 件 103,000 円 督促状の誤送付 43 件 730,900 円 なお、事務処理誤りが判明後、対象者の方に対しましては、自宅を訪問するなど、経緯の説明と謝罪を行い、更正通知書及び納付書の交付と納税等のお願いを行いました。	
	原因	町民税・県民税・森林環境税の月次更正事務において、通常、処理は一人の担当者が行うため、すべての事務工程が完了しているかの確認ができておらず、チェック体制が脆弱であったことが原因です。	
	再発防止策	更正入力から決裁、発送までの処理は担当者が行いますが、今後は、チェックリスト等を作成し、第三者により事務工程毎に実施漏れや入力ミス等がないか確認できるよう、チェック体制を強化して参ります。	